

**権限移譲に伴い
届出先が変わりました**

工場立地法の届出

4月1日から、工場立地法による届出先がこれまでの愛知県東三河県民事務所から、田原市役所になりました。

届出対象は、製造業などの工場または事業場で、敷地面積9000㎡以上または建築面積3000㎡以上の事業所です。

※詳しくはお問い合わせください。

企業立地推進室

☎23局3549 FAX23局0180

墓地、埋葬等に関する法律の届出

4月1日から、墓地、埋葬等に関する法律の届出

犬の登録と予防注射日程表

開催日	時間	場所
4/9月	13:30~14:10	衣笠市民館
	14:40~15:30	野田市民館
4/10水	13:00~13:30	六連市民館
	14:00~14:40	神戸市民館
	15:10~15:50	田原文化会館はなのき広場
4/11木	13:30~14:30	童浦市民館
	15:00~15:40	田原東部市民館
4/12金	13:00~13:30	田原南部市民館
	14:00~14:40	高松市民館
	15:10~15:40	大草市民館
4/13土	13:10~14:10	若戸市民館
	14:40~15:40	赤羽根市民館
4/16月	13:30~14:10	村松農業担い手センター
	14:40~15:20	泉市民館
4/17火	13:30~14:30	福江市民館（現在の市民館）
	15:00~15:40	清田市民館
4/18水	13:30~14:10	西山公民館
	14:40~15:40	小中山総合事務所
4/19木	13:30~14:30	中山市民館
	15:00~15:40	伊良湖市民館
4/20金	13:30~14:20	和地市民館
	14:50~15:50	堀切市民館

※都合の良い会場で受けてください。

する法律による届出先が、愛知県豊川保健所から田原市役所になりました。

新たに墓地や納骨堂を経営する場合や、現在の施設を変更・廃止する場合は田原市役所へ申請してください。

※詳しくはお問い合わせください。

環境衛生課

☎23局3541 FAX23局0180

狂犬病予防注射（集合注射）

犬の集合注射を左表の日程で行います。希望される方は、都合の良い会場で受けてください。

▼料金 新規登録と注射は6300円、注射のみの場合は3300円

すでに犬を登録している方

4月はじめに通知（はがき）が届きます。愛犬手帳とともに注射会場へ忘れずにお持ちください。

新たに犬を飼われた方

新たに生後91日以上の犬を飼われた方は、注射会場で登録と注射を行うことができます。ご利用ください。

表の日程に都合が悪い方

「犬の登録」と「年に一度の狂犬病予防注射」は、法律により義務付けられています。今回都合の悪い方は、6月30日（土）までに、必ず動物病院で注射してください。

環境衛生課

☎23局3541 FAX23局0180

**畜産事業を営む方は
「悪臭関係工場等の届出を」**

県の条例の規定で対象となる畜産事業者は、悪臭関係工場等の届出を行うことになっています。4月27日（金）までに必ず届け出てください。

なお、対象事業所には通知と届出書を郵送しましたが、まだ届いていない場合はご連絡ください。

▼対象 ①次のいずれかに該当する事業所 ①豚房の総面積が50㎡以上 ②牛房の総面積が200㎡以上 ③鶏を3000羽以上飼育 ④うずらを2万

羽以上飼育

環境衛生課

☎23局3541 FAX23局0180

**ほの国子どもパスポートで
東三河29施設入場料が無料に**



東三河のさらなる住民交流を促進し、地域全体の活性化を図るとともに、子どもたちの豊かな人間性を培うことを目的に、地域の公共施設の入場料などを無料にします。

▼対象 東三河地域在住・在学の小・中学校児童・生徒 ▼利用方法 小・中学校で配布済みのほの国子どもパスポートを窓口で掲示 ▼実施期間 平成25年3月31日（日）まで

▼対象施設 東三河の29施設（施設一覧はパスポートと併せて配布／事務局ホームページでも紹介） ▼その他 東三河地域外へ通学の方がパスポートを受け取るには申請が必要／乳幼児も各施設への入場無料（パスポート不要） ▼東三河広域協議会事務局（豊橋市役所政策企画課内）

☎（0532）51局2181

http://www.east-mikawa.jp/

政策推進課

☎23局3507 FAX23局0180